

平成30年度第2回小高区地域協議会会議録

1 日 時：平成30年5月23日（水）
午後3時00分～午後4時30分
2 場 所：小高区役所 第3会議室

- 小高区地域協議会委員数：15人、当日出席委員：12人（欠席委員3人）

【出席委員名】

| | |
|---------------|---------------|
| 林 勝 典 会長、 | 渡 部 義 則 委員、 |
| 本 田 博 信 委員、 | 西 山 喜 代 子 委員、 |
| 田 中 由 里 子 委員、 | 堀 内 洋 伯 委員、 |
| 小 牛 田 一 男 委員、 | 飯 塚 宏 委員、 |
| 和 田 智 行 委員、 | 杉 重 典 委員、 |
| 小 林 友 子 委員、 | 山 崎 正 典 委員 |

【説明職員等】

| | |
|-------------------|-----------|
| 小高区役所長 | 紺野 昌良 |
| 小高区地域振興課長 | 上野 勝 |
| 小高区地域振興課主任主査 | 藤田 幸一 |
| 小高区地域振興課振興係長 | 門馬 修一 |
| 小高区地域振興課振興係主事 | 鶴徳 浩司（書記） |
| 幼児教育課長 | 猪狩 忠信 |
| 幼児教育課こども企画係長 | 藤原 道夫 |
| 復興企画部長 | 庄子 まゆみ |
| 復興企画部被災者支援・定住推進課長 | 鎌田 由光 |

1. 開 会

○事務局

委員15人中、12人の出席ということで、過半数を超えておりますので、協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。

2. 会長挨拶

○会長

(林会長 挨拶)

○事務局

協議書10(1)により、会議の進行は、会長が行うこととなります。林会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

3. 議事

(1) 会議録署名人の指名

○会長

会議録署名人は、本田博信 委員、西山喜代子 委員の二名にお願いします。

(2) 報告事項

① 小高区認定こども園整備事業概要について

○会長

次に、報告事項①『小高区認定こども園整備事業概要について』を議題といたします。担当課の説明をお願いします。

○幼児教育課

(担当者説明)

○会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願ひいたします。

○小牛田委員

県立小高商業高校跡地の払い下げはどのようになっていますか。

○所長

現在のところ予定はありません。

○小牛田委員

県のものなら、市に払い下げる予定をしているのではないでしょか。

○所長

現在、校庭はクラブ活動で使っております。今後の状況を見ながら、計画があれば払い下げとなるかもしれません。

○会長

それ以外に質問はありますか。

○堀内委員

整備予定箇所ですが、(資料は) 建物だけの図面だけですが、保護者の駐車場はありますか。

○幼児教育課こども企画係長

敷地内に保護者用の駐車場も整備します。25-28台のスペースを考えています。

○堀内委員

(予定地の前に) 小学校もあるのですが、学校関係者も使える駐車場は整備されますか。現在、授業参観や運動会では中部グランドを使っていますが、ゲートボールで使用しているときは、中央に駐車できません。開設にあたって小中学校共用の駐車場もあってもいいのではないかでしょか。

○幼児教育課長

敷地内の駐車場は保育園専用です。約27台ですが、それでも足りないと見込まれますので、中学校の駐輪場を駐車場として利用できなか検討しています。そこは小学校の保護者等も共用できるのではないかと考えておりますが、詳細は今後ご報告いたします。

○小牛田委員

職員を含めて約27台でしょうか。60人が入園するなら40世帯の駐車場が必要になると思います。

小高幼稚園の跡地はどのように活用するのでしょうか。児童クラブのようなことでも利用できませんか。また、実際の入園者数はどのくらいを予想していますか。

新設の認定こども園では、延長保育は実施するのでしょうか。

○幼児教育課長

職員の駐車場は中学校側に予定しています。

幼稚園の跡地利用はまだ決まっておりませんが、現在、放課後児童クラブを小高小学校内で実施しています。それを現在幼稚園として使用している施設で実施したり、地域の集会施設として使用することを含め、今後関係課と方針を決めます。

現在15人が小高幼稚園に登園していますが、それ以上を見込んでいます。帰還状況や出生動向で変わりますので、概ね60人としています。

小高区認定こども園においては、延長保育も実施する予定です。

○会長

それ以外の質問はないですか。それでは報告①を終了いたします。

② (仮称) 原発30km圏外の市民の皆様に対する高速道路利用料金助成事業及び基金について

○会長

次に、報告事項②『(仮称) 原発30km圏外の市民の皆様に対する高速道路利用料金助成事業及び基金について』を議題といたします。担当課の説明をお願いします。

○復興企画部 被災者支援・定住推進課

(担当者説明)

○会長

ただいまの報告について質問があればお願いします。

○小牛田委員

世帯には運転できない子どもも人数に数えているのですか。

○被災者支援・定住推進課

免許証所有の有無は要件にしていません。18歳以上等の制限もありません。4人世帯なら40万円となります。

○小牛田委員

私たち（小高区民）は、免許所有者がふるさと帰還通行カードをもらって利用しています。

○被災者支援・定住推進課

ふるさと帰還通行カードも、お子様にも発行しております。運転者がカードを所有していないなくても、どなたか1名がカードを持っていれば無料措置となるという観点から、対象者を設定しました。

○小林委員

（南相馬市と）同じように市町村の中に避難区域が線引きされて、高速道路料金助成をしている他の市町村はありますか。

○被災者支援・定住推進課

一部が該当している田村市、川俣町山木屋、その他の地域について、このような制度はないと認識しています。

○小林委員

7年も経って、南相馬市全体で考えるべき問題なのに、財源をもっと大事なことに使うべきではないのか。（将来は）南相馬市に（補助金が）来なくなり、財政がひっ迫するのは明らかですので、違う形で財源を使うことはできないのか。区で分ける必要はないのではないか。

○復興企画部長

合併してから12年経ち、震災から8年となり、南相馬市が一体となって復興を進めていく時期だと思います。一方で支援の差が未だに議会等でも問題になり、議会でも差を埋める活動があります。国が一度決めた差を

埋めることは出来ないですが、高速道路料金だけは2年間だけですが是正して、これを契機に一体化となって最後の復興・創生まで頑張りたいというのが市の思いです。

○田中委員

であれば、基金の残額を市民の「一体感の醸成に必要な鹿島区の事業」にではなくて、市の総合的な予算に戻すという考えはないのですか。

○復興企画部長

10億円の基金を造成するにあたって、対象を鹿島区の人口としました。高速道路料金助成については、使う方・使わない方いらっしゃると思いますが、ふるさと帰還通行カードも同じ状況だと思います。

それ以外に30km圏外の（高速道路料金助成を）使わない方から、地域で復興の機会となるような事業をしたいという要望もあり、もう一度鹿島区の方に検討していただくのもいいかと思いますので、今時点ではこのような構想になっております。

○山崎委員

(この事業の)目的に戻りますと、過去に発生したことの清算的な意味で不公平是正が目的になっているような文面になっていますが、過去の不公平感是正+アルファの、南相馬市の復興にプラスになるような形にウエイトをおいた基金のありかたを検討していくけば、この問題は解決するのではないか。

基金において今後の南相馬市地域一体感のためにどのようなアイデアが鹿島区から出されるのかによって、解決するのではないか。

○杉委員

一体感の醸成に固持されているように見える。高速道路の予算が7億4千万円、(総額10億円として)残りの2億6千万円はこれから検討しますということですね。この事業説明から(2億6千万円を)使わなくてはならないと読める。高速道路料金助成事業を実施するなら、(それのみの)基金を造成すればいいのではないか。+アルファは具体的な事業を別にやればいいのではないか。

○復興企画部長

基金の造成にあたっては、高速道路料金助成事業と同時に鹿島区民の方々が求めていた事業の提示をしたかったのですが、間に合いませんでした。

高速道路料金助成は4月から始めたかった事業です。ふるさと帰還通行カードの終期である平成32年3月に（高速道路料金助成事業も終了するよう）合わせたかったのですが、本年4月からスタートできずに半年遅れてしまいました。もう一つの事業もセットで（同時に実施）となると、高速道路料金助成の事業がさらに遅れてしまうという事情によります。

財源は復旧復興基金を使います。これは、平成23年に国から南相馬市の復興にとって必要な事業に使うために国から交付されたお金です。これまでさまざまな事業に使用してきました。小高区では駅前仮設商店にもこの財源を使っていました。多方面でこの財源を使用しています。鹿島区の支援の差というのは高速道路ばかりでなく、医療保険の一部負担金や税負担などの差もあります。そこを是正してほしいという声がありますが、財源にも限りがあり、市は全部を是正することが出来ません。今回一人10万円という大枠の財源の確保が限度という現状です。財源の確保の算定として人口を使っています。その中で高速道路料金助成事業を実施し、（その他に）鹿島区の方が実施したい事業を構築するという方策をとりました。

○杉委員

復旧復興の予算とすれば、高速道路料金助成は、今現時点において違うのかなと思います。20km圏内（に居住していた住民）は家族が離散しています。大人が（避難先と自宅を）行ったり来たりすることに（無料措置を）利用しています。通常の生活をしている鹿島区の方が、復旧復興で高速道路料金の助成というのはどうなのか。

○復興企画部長

鹿島区は国の避難指示が出されていませんが、市が避難を誘導した経緯があります。南相馬市は平成23年に全市民に被災証明を交付しました。南相馬市民は全員が被災者だという位置づけをしています。国の線引きによって、強制的な避難を強いられた方以外にも、市が避難を誘導した市民もおります。その中で高速道路を使っている方がおりますし、震災時小学校高学年以上だった方は社会人として市外に出られている方もおります。その方が帰ってくるときに「高速道路の支援があったらいいな」との声も

あります。小高区の方々のご苦労も承知しておりますが、鹿島区の方も市から自主避難を誘導したこともあり、高速道路を使いたいという要望があります。

○会長

就職で県外へ出た子どもが利用するのはどうか。成人したらその本人の責任で、小高区でも出て行ったら自己払いです。

○復興企画部長

ふるさと帰還通行カードは転出した方も該当します。できるだけ対象者は同じようにしたいので、転出者も対象としました。

○被災者支援・定住推進課

補足説明いたします。現在のふるさと帰還通行カードは、国土交通省が無料で通過できる車両を告示していますが、それを改正して無料措置を行っておりまます。その改正がない限り30km圏外は無料措置を受けられません。市としては避難させた経過があるので何度もお願ひしていますが、国は改正しませんでした。

独自にカードの発行をすることをネクスコ東日本と話し合いをしてきましたが、システム改修等莫大な費用がかかり、また、費用が負担されたとしても開始時期が不透明という事情がありまして、今回のETCカードでの助成に至りました。

○会長

それ以外に質問はありますか。

○飯塚委員

確認ですが、鹿島区民の10,300人で10億3千万円の基金を造成し、その中で二つの事業を行うのですね。（高速道路料金助成金の上限度額）7億4千万円に達せず、残った場合は基金に戻すのですか。

後から評価するとき、鹿島区民が何パーセント満足すれば事業成功と考えますか。「今まで仕方がないが、これからもらえればいいか」と思って満足するかどうか。市が苦労してもあまり満足しなかったらどうか。予想とかありますでしょうか。

○復興企画部長

限度額に満たなかったら基金に戻します。どのように評価するのか、は難しい質問です。定量的な満足度は測るのが難しいと思います。満足度か納得度か。鹿島区の方が復興に向けた気持ちが強くなればよいかと思いますので、定量的な測定は難しいと思います。

○飯塚委員

「一体感の醸成に必要な事業」はこれから検討ですか。事業費が足りなければ追加しますか。

○復興企画部長

その基金の範囲内で検討します。追加はしない予定です。

○会長

事務費も基金に含まれますか。

○復興企画部長

はい。

○渡部委員

資料にある人数の確認ですが、平成23年3月11日時点で対象となる人数が10,300人とありますが、現在は人数が変わっていると思います。鹿島区には原町区・小高区の人が移り住んでいると思いますが、その方も「一体感の醸成に必要な事業」の該当者になるのですね。実質、現在の対象者人数はどのくらいですか。

○復興企画部長

現在の事業対象者が10,300人で、震災時は11,600人おりましたが、1,300人がお亡くなりになって、現在の実人数は差し引いた10,300人が対象となっております。

○会長

ETCカード払いとなります、個人確認はどうするのか。また、家族分もカードが発行されるのか、あるいは、同じカードで上限を設けるのですか。

○被災者支援・定住推進課

ETCカードは約款で家族間でも貸与が禁止されています。ETCカードはカード会社に帰属しており、カード会社から借りている状態です。ですので他人に貸借して使った場合は、詐欺罪や横領罪に問われることがあります。市としては「人には貸さない」という誓約書をとります。

さらに検討中ですが、対象になる世帯ごとに自動車の車種を登録して、ネクスコから通過している車種情報をいただきます。所有している自動車の車種と使用した車種に相違がある場合は調査をさせていただき、その結果、本人が使用していないとわかれれば返還・助成打ち切りと考えています。

世帯によってETCカードが複数になるケースがありますが、ETCカードごとに上限をつけるのではなく、世帯の利用合計で上限を管理する方法を検討しています。子供はETCカードが作れませんが、世帯の利用人数に加えて限度額に加算します。

○会長

それ以外の質問はないですか。それでは報告②を終了いたします。

(3) その他

○会長

次に、その他について事務局から説明をお願いいたします。

(小高区地域振興課説明)

○会長

その他、各委員、事務局から何かございませんか。

なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

4. 閉　　会

平成30年度第2回小高区地域協議会会議録

会議録署名人 西山 嘉代子

会議録署名人 本田 博信

